

保険料賦課限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しについて（案）

1 賦課限度額について

国民健康保険制度の保険料負担は、負担能力に応じた公平なものである必要があるが、保険給付は、納めた保険料の多少にかかわらず誰もが同じ給付を受けることとなっている。このため、被保険者の納付意欲に与える影響や、円滑な運営を確保する観点から被保険者の保険料負担に一定の限度を設けている。

2 低所得者に係る軽減判定所得について

低所得者の負担軽減措置として、所得に応じて均等割保険料を7割・5割・2割軽減することとなっている。

3 改正の内容

賦課限度額については、「厚労省は令和7年11月27日の「社会保障審議会医療保険部会」で、令和8年度の国民健康保険料の賦課限度額を1万円引き上げ110万円とする案を示し、了承をされた。」と報道されており、改定が予定されている。

また、保険料軽減判定基準見直しについては、「令和8年度 税制改正要望（厚生労働省）」で「軽減判定所得の見直し」を要望しております。

(1) 賦課限度額（引上げ予定額）

	現行	改正案
基礎賦課額	66万円	67万円
後期高齢者支援金等賦課額	26万円	26万円
介護納付金賦課額	17万円	17万円

(2) 低所得者に係る軽減判定所得

軽減割合	軽減判定基準		世帯数	世帯割合
7割	現行	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯	6,624	24.3%
5割	現行	43万円+被保険者数×30.5万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯	2,393	8.8%
2割	現行	43万円+被保険者数×56万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯	2,107	7.7%

※令和7年11月末日現在

4 改正による影響世帯数等

賦課限度額改正による影響世帯数及び影響額

世帯数（世帯）	334
影響額（円）	3,327,800

※令和7年11月末日時点の被保険者情報をもとに試算

5 今後の予定について

例年、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定基準の見直しに係る税制改正大綱は12月下旬に公表され、国民健康保険料も同様の政令改正が1月下旬に実施されている。

今後、政令改正が実施された際には、政令の趣旨を踏まえ賦課限度額及び軽減判定基準の見直しが必要であると考える。